

栃木県社会福祉士会会報



〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 発行 社団法人栃木県社会福祉士会
 TEL 028-600-1725 発行責任者 檜山 光治
 FAX 028-600-1730 編集責任者 長 秀紀
 ホームページアドレス <http://www.tochigi-csw.org/>

41号

発行日 平成26年1月20日

羅針盤

福祉の人材教育の重要性を 今、改めて問う



栃木県社会福祉士会副会長
 国際医療福祉大学 准教授 松 永 千恵子



羅針盤	1
トピック	2
会長の視点	3
福祉士おもしろいタケリレー	3
授産製品・店舗紹介	4
今日の一冊	5
情報の広場	5
共同事務所 6 団体通信	6
福祉士会通信	7~8
編集後記	8

新年あけましておめでとうございます。

今年も栃木県社会福祉士会をどうぞよろしく願いいたします。

アベノミクス、オリンピック招致成功。2013（平成25）年は、経済の停滞をやっと打破してくれそうな明るい兆しが見えてきましたが、福祉に関する諸問題の複雑化、深刻化は計り知れず、逆に日本の閉塞感が深まった年でした。

戦後から1970年代頃まで続いた時代は、「まじめに働けば明るい未来が待っている」という「良き人生」、「良き社会」を信じている時代でした。その時代での福祉の位置づけは、貧しい社会における貧困者の救済を中心とした選別的な福祉でしたが、バブル経済崩壊後の少子・高齢社会では、国民の生活を下支えする福祉へと普遍化が図られてきました。

もとより人間の命を預かる医療の仕事の重要性は語られてきたところですが、時代の変遷とその要請に伴い、上述のように、その人なりの生活を維持するための「福祉」の重要性も社会全体で認識されてきたといえるでしょう。そして、その「福祉」を担う人材については、現在は「量」も「質」も問う時代になりました。

福祉教育の概念は、1983年9月に出された全社協・福祉教育研究委員会（大橋謙策委員長）の中間報告では、「憲法13条、25条に規定された人権を前提にして成り立つ平和と民主主義社会を作り上げるために、歴史的にも、社会的にも阻害されてきた社会福祉問題を素材として学習することであり、それらとの切り結びを通して社会福祉制度、活動への関心と理解をすすめる、自らの人間形成を図りつつ社会福祉サービスを受給している人々を、社会から、地域から疎外することなく、共に手をたずさえて豊かに生きていく力、社会福祉問題を解決する実践力を身に付けることを目的に行われる意図的な活動」としています。

福祉の問題が複雑化、深刻化し、当事者の方々は、生活を「先」に進めるための決定的な「何か」が必要なのは漠然と分かっている、ではその「何か」とは何なのだといわれても自身の力では解決できない状況にいます。その複雑な問題の解決を推し進める役目が福祉の人材に求められています。つまり昔の時代に比べて一層、様々な生活問題解決能力（知識・実行力）が私たち福祉に携わる人間には必要だということです。

問題解決の具体的手段である福祉サービスは、現在、相談支援の上で成立しています。これは社会福祉士というある一定の高度な福祉の知識を持つ国家資格者が核となって社会福祉サービスを動かしていく時代になりつつあることを意味します。そして福祉教育に目を向ければ、これに呼応する形で、平成25年度社会福祉士国家試験の試験科目が19科目へと変更され、国家試験への対応のために社会福祉士養成校での授業科目も4年前に新カリキュラムに変更されました。実際、福祉教育の現場では、社会福祉士の教育を基礎としてそれに加える形での精神保健福祉士、そして別建ての介護福祉士の養成が行われています。他方、学校教育による学問の他に、現場の実習教育も欠かせません。複雑化、深刻化する福祉の諸問題に対応できる人材の育成には、この両輪による学びの充実が一層求められていると言えます。



トピック

少子高齢化、ケースの多問題化などを背景に福祉の担う人材の育成も大きな課題となっています。今回は、福祉教育の実践と課題というテーマで、実際に福祉教育にたずさわっている2名の社会福祉士に語っていただきます。

福祉教育の現状と課題 ① ～私の実践から～



宇都宮短期大学 勝浦 美智恵

社会福祉士の養成に携わる仕事をする中で、福祉現場の職員の方々にお会いし、お話を伺うことがあります。多くの方々から、さらに専門性を高めることを志向する意識を感じます。福祉の専門職は、日々学び支援の糧にしていくことの必要性を学生にどのように伝えていけばよいのかを考えさせられます。

2007年の社会福祉士養成課程の見直しで、高い実践力をもつ社会福祉士の養成の必要性から、演習や実習に関して大きな変化がありました。授業や実習で倫理や知識に基づく実践を教育していくことは重要です。しかし、それだけでは実践力を担保することは難しいと思えます。福祉の専門職には、他者の人生を追体験し深く洞察できること、困難な事態に対する冷静な思考、自らを健やかに保つバランスなどが必要とされます。福祉の専門領域の学習と同時に、本を読む、音楽や芸術など美しいものに触れる、さまざまな人の話を聞きに足を運ぶなど広い意味での学びにも時間を使っ

てほしいと思います。福祉系短期大学においては、そのような学びの習慣がつく前に実践現場に就くことが多いため、課題や試験以外に主体的に学ぶ意欲を高めるような教育が必要だと感じます。

実習後の学生は、個人差はありますが目覚ましい成長がみられます。プロフェッショナルな仕事を目の当たりにし、良い意味での焦りを感じるのかもしれませんが、尊敬できるロールモデルとの出会いは貴重だと思います。その効果も期待し、少しずつ福祉現場の方々から学ぶ機会の設定をしてきました。また、私も学生の主体的な学びを意識した日常的な関わりを心がけています。本や新聞記事について会話をすると、熱く語る、本を紹介してくれるなど意外な一面を見せることもあります。自主的かつ継続的な学びにつなげるには課題はありますが、今後も学生の個性や興味などに寄り添い、地道に学びの種を蒔く努力を行っていきたいと思います。

福祉教育の現状と課題 ② ～私の実践から～



佐野短期大学 中島 佳子

21年の新カリキュラム変更以降、実習は、実習生、実習指導者、利用者、実習担当教員の4者関係で成り立つものとされ、実習生は、これまでのように与えられた業務をこなすだけでなく、知識、技術、表現力、応用力、実践力を駆使し、自ら考え、行動することが求められるようになりました。

短期大学では、入学直後から、基礎知識の学習と実習指導が並行して行われるため、知識の定着を待つことなく実習準備を進めることとなります。実習先・利用者・地域の理解、スーパービジョンの理解や実習の仕組みなど学ぶべき内容は多岐にわたります。そこで本学では、早期に施設見学やボランティアへの参加、ソーシャルワーカーを招いての講演会開催等、知識の定着を促進させるための取り組みを行っています。

また社会的マナー（言葉使い、挨拶、電話の掛け方等）や記録の書き方（文章表現、語彙力）など、当該授業以外の時間も日常的に指導を行います。実習のみならず、社会人を育成する意味もあり、根気強く丁寧な指導を心掛けています。

そして実習生は実習で、理論と実践を結びつけていきます。それが達成できたとき、実習生は福祉のおもしろさ、大切さ、難しさ、責任の重さをあらためて実感し、社会人としての自分を構築し始めます。

新カリキュラム開始以降、多くの実習指導者の方々と手探りで、実習を積み重ねてきました。そのなかで、話題に挙がることは、①実習先の特徴を活かした実習プログラムを提供したいがうまくいかない、②実習生の基礎学力、社会的マナーの低下、③実習プログラム、④養成校との具体的な連携場面についてです。①の実習指導者の思いを受け、②は、養成校として力不足を認めざるを得ませんが、実習に出て改めてそれらの不足を感じることも事実です。③④は実習指導者・実習担当教員の連携場面です。

今後も実習指導者の方々とよりいっそう情報交換や話し合いをし、上記の課題を解決しながら、実習のあり方を模索し、そして3者それぞれがよりよい学びを得るよう尽力したいと思います。

会長の視点

福祉の動向と社会福祉士等の役割

栃木県社会福祉士会会長 檜山 光治



人権条約である障害者権利条約が12月4日の衆議院本会議において全会一致で承認され、早々に条約の効力が生じることになる。障害者基本法の改正や障害者差別解消法が成立し、国内法の環境整備が行われ批准に至った。平成12年6月の社会福祉基礎構造改革以降、目まぐるしく法改正が行われたが、これで一段落と思われる。

障害者があらゆる分野に参加するためには、色々の環境の整備（物的・情報・経済的）等の合理的配慮が必要となるので、社会の様々なバリアフリーがより進むということになる。

次の段階は、利用者（一般住民を含む。）にサービスを提供する事業者等と調整・相談を担うソーシャルワーカー（社会福祉士・相談支援専門員・介護支援専門員・精神保健福祉士等）が、権利条約の理念を活かしながら、どのように実践していくのかだろうと想う。

特に、地域で生活する権利、移動の自由、表現の自由と情報アクセス、プライバシーの権利、及び家庭と家族の尊重等の条文を考えると、仕組みを考える過程からすべての利用者（一般住民を含む。）を排除せず、

共生社会を実現することである。

地域包括ケアシステムの構築が、2025年を目途に日々進められており、生活困窮者自立支援制度が2015年度から全市町村で実施されるなど、21世紀型コミュニティ・地域福祉の構築が大きな柱になっている。

相談支援職（ソーシャルワーカー）の課題は、基本的援助技術は勿論、ストレスコーピング等の理論も必要であるが、外形上現れるものではなく、見えないもの（痛み等）を創造する力や学習である。

障害や高齢になると感覚（五感（味覚・寒暖・視覚・聴覚）等）がやられるが、その側面に入らずに米国式の運動機能の回復に焦点が向かい、かつ、無意識に劣る存在と認識し、尊厳を冒すことになるので、実践を通して学習（人の痛みが分かる。）することが重要となる。

今後、社会政策（行政等含む）、サービス事業者（医療・福祉・企業等）、利用者（一般住民を含む。）及びソーシャルワーカーが、縦の糸、横の糸となって、超高齢・少子化社会の中で地域特性に応じた布（仕組み）を織りなすことであろう。

福祉士 おもいのたけリレー

県内で活躍する社会福祉士が、実践への「おもいのたけ」を語っていくコーナーです。このコーナーは、リレー方式で次の社会福祉士につないで掲載していきます。

掲載内容：①氏名（ひらがな）、②所属、③趣味、④実践へのおもいのたけ

- ①小林敏夫（こばやしとしお）
- ②小林社会福祉士事務所
- ③史跡めぐり、グルメ
- ④現在、私の事務所は行政書士事務所も併設しています。必然的に、行政書士業務と社会福祉士業務は半々の割合です。この二つの業務を同時進行させるということが曲者だと思います。というのは、行政書士業務と社会福祉士業務はものの考え方がまったく違うような気がするからです。行政書士業務は書類を作成することが職務でありますので、教科書とおりにやらなければなりません。そうしなければ受理されません。翻って社会福祉士業務は人間を相手にする職務です。それも、高齢者、障がい者、児童等が対象となっています。教科書とおりにやっていると成り立ちません。私は、頭を180度切り替えて職務に当たるようにしていますが、時々混乱するときもあります。



今回は、福祉士おもいのたけ、というタイトルですので、福祉士としての実践について述べていきたいと思えます。現在、福祉士として実践している業務は、第三者評価、外部評価、成年後見です。第三者評価は多岐にわたる能力が試される仕事だと思えます。保育所運営のすべてについて、保育の理念、子供の発達援助、保護者に対する支援、保育を支える組織的基盤等と多岐にわたる勉強が必要となります。外部評価については、第三者評価の知識が役に立つと思えます。成年後見の仕事は財産管理と身上監護です。財産管理については真面目にやっていけばいいと思えます。身上監護について思うことは、年上の被後見人については息子のように、年下の被後見人については、時には親のように、時には兄のように、時には友のように接することを心がけています。

今回は、秋山社会福祉士事務所の秋山ますみさんにリレーします。

授産製品・店舗紹介

このコーナーでは、障害のある方々が作る授産製品や販売する店舗を紹介していきます。

レストラン coccolone (コッコローネ)

電話&FAX：028-622-0966

とちぎ福祉プラザで働くスタッフが、毎日ランチを楽しみにしている名店をご存知でしょうか。ランチプレートや日替わりパスタ、本日の丼などシェフの手料理はどれも愛情とプロの技が詰まった絶品です。デザートも手が込んでいて美味、ティータイムの打ち合わせなどに利用するのもオススメです。お店の雰囲気やスタッフも明るく、居心地の良い空間です。プラザに出張の際は、ぜひ立ち寄っていただきたいお店です。

所在地 栃木県宇都宮市若草1-10-6
福祉プラザ1階

メニュー (一部)

日替わりパスタ 650円
ランチプレート 750円
本日の丼 500円



営業時間 9:30～18:00 (月～土)
9:30～16:00 (日)

お休みは福祉プラザの休館日と一緒です。
運営 NPO法人チャレンジドコミュニティ



『パンとクッキーの美味しいお店 peterpan』

電話&FAX：0284-41-3291

当店は、現店舗を平成22年9月に構え、今年で丸3年を迎えました。地域に様々な特徴のあるパン屋さんが点在している中、当店は、約50種類のパンを、毎日、手間と愛情をかけ製造し、安くて美味しいパンを提供しております。



材料や手作りというところにも拘り、日々の気温や湿度を考慮しながら、溶岩窯の持つ性質を活かしたパン作りに努めています。また、店舗にはテラス席もあるイートインコーナーを併設しております。お買い上げいただいたパンをその場で食べていただくことが出来、ドリンクバー(有料)もご利用いただけます。また、「キッズスペース」もあり、お子様連れのお客様にもご好評をいただいております。

今後もより多くの方に食べていただける、何度も食べたくなる『パン』が提供出来るよう、スタッフ一同

頑張っております。また、店舗には、美味しいパンと手作りの焼き菓子などを並べてみなさまのご来店をお待ちしておりますので、是非、お立ち寄りください。

所在地 足利市元学町830番地13
営業時間 10:00～18:00
定休日 日曜・月曜・祝祭日
(月曜日が祝祭日の日は、火曜が定休)
運営 社会福祉法人足利むつみ会 セルプ絆



今日の一冊

社会福祉士が日頃の実践に関連する本を紹介するコーナーです。

今日は『糸賀一雄講話集 愛と共感の教育』糸賀一雄 著を紹介します。

私がこの本と出会ったのは、今から15年前くらいでしょうか。当時、知的障害者の入所施設の支援員として働いていました。「糸賀一雄」という名前は知っていたのですが、この本を読んだときの感動は、今でも鮮明に覚えています。糸賀先生は、終戦後の混乱期に、巷に溢れ劣悪な生活状況におかれていた戦災孤児や浮浪児、知的障害児を目の当たりにし、「この子どもたちの幸福なしには、この国の再生はない」として自らの生涯を捧げた、日本の障害福祉の父とも呼べる方です。

この『愛と共感の教育』は、糸賀先生の最後の講義も含め、様々な講話が収められています。その中の一節をご紹介します。「重症の子どもをかかえうちの保母さんが、ある日のこと、毎日おしめを何回も替えるんですけども、いっしょうけんめいでその手がーベッドに寝たっきりの重症の子なんだけれどもーお尻を持ちあげるだけしかその子にはできない。けれども、保母さんがおしめを入れかえようとしたその手に、いっしょうけんめい力んでいるその緊張が伝わった。

(中略)働いている人と世話されている人とが、共感の世界を持っているのですね。感じあっている。育ちあっているということ。子どもが育つだけじゃなくて、それを世話している親ごさんが育ち、世話してい

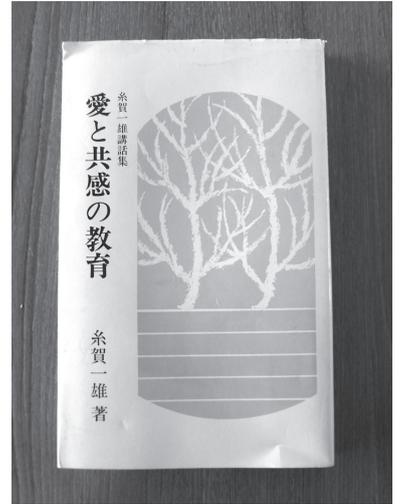
る先生が育ち、そして隣り近所の人までもが、地域社会の人たちが、やはりこういう人たちを中核として育てていくのであります。」

今から半世紀以上も前に、糸賀先生は既に私たちの進むべき道を示唆してくださっていたのではないのでしょうか。私は現在、相談支援専門員をしていますが、「この子らを世の光に」できるような社会が実現できるよう、職務に励んでいきたいと思ひます。

2014年は折しも糸賀先生の生誕100年の記念すべき年です。糸賀先生の様々な著書や文献をもう一度読み直してみたいと思ひます。

(栃木県障害者相談支援協働コーディネーター)

熊田 誠



情報の広場

このコーナーは、福祉に関する情報を発信するコーナーです。今回は、社会福祉士の生涯研修制度について解説します。

社会福祉士の生涯研修制度って何？

「生涯研修制度って何？よく分かりにくい……」との声を会員の皆様から聞くことがあります。そこで今回の情報の広場では、『生涯研修制度について』お伝えします。

生涯研修制度とは、全ての社会福祉士の専門性の向上や実践力を身に付けるための研鑽を支援する制度です。2012年度からはカリキュラムが新たに見直され、基礎課程（基礎研修Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）と専門課程（共通、分野）の2課程に分かれています。

基礎課程は、基礎研修Ⅰ（事前課題、中間課題、集合研修2日間を通年かけて履修）からスタートします。Ⅰの修了者は、基礎研修Ⅱに、Ⅱの修了者は基礎研修Ⅲに進むことができ、全てのプログラムを修了することで基礎課程修了となります。

基礎課程では、分野に関わらず社会福祉士として共通に必要な価値、知識、技術の基礎を学び、ジェネリックな力量を向上させる土台を形成するプログラムとなっています。また、認定社会福祉士制度の認定申請に必要な共通専門の10単位を取得できます。

専門課程は、自ら研修計画を立て研鑽を進めていただきます。どの研修が専門課程（共通、分野）の研修にあたるのかは、生涯研修制度の単位の認定基準（2013年度生涯研修手帳37～38頁）、認定社会福祉士制度研修単位（同じく5～6頁）を参考にし、共通、分野の両方をバランスよく履修してください。認定社会福祉士認証認定機構のホームページには認証した研修一覧が掲載されています。

例えば、認定社会福祉士制度の認証を受けていない栃木県社会福祉士会主催の研修に参加した場合、生涯研修制度独自のものに区分され、15時間（複数研修の積算でよい）で1単位となります。

また、専門課程修了には申請が必要です。1期35単位修了したら修了申請をしましょう。そして、専門課程には終わりがありません。自己の研修計画を見直し、研鑽を積んでいきましょう。（旧制度経過措置の方は生涯研修センターニュースぴっと vol.56 で申請等ご確認ください。）

(研修委員会 千葉)

共同事務所 6団体通信

ソーシャルケアサービス共同事務所に所属している各団体の活動を紹介する掲示板です。

栃木県医療社会事業協会、栃木県介護福祉士会、栃木県ホームヘルパー協議会、
栃木県精神保健福祉士会

栃木県医療社会事業協会

会長 小嶋 章吾

活動の幅をひろげてきた一年
2013年度は、①第10回学会の開催（記念講演「こどもの人権を守る」）、②新入会員オリエンテーション、③初任者研修会、④研修会「事例から学ぶ支援困難事例の実践」、④当協会、とちぎケアマネジャー協会、栃木県看護協会の三者による「入退院共通連携シート作成委員会」の設置、⑤協会誌『あゆみ』の復刊、⑦県北・県央・県南ブロックの活動、など活動の幅を広げてきました。

当面の活動としては、①医療ソーシャルワーク実習報告会（2月1日(土)14:00-16:00、宇都宮中央病院9階）、②平成26年度総会（5月10日(土)10:00-16:30、パーティ3階）を予定しています。総会時の第11回学会では、県下のいくつかの患者・家族会の代表者をお招きし、当事者の声から出発するソーシャルワークを考えるためのシンポジウムを企画しています。学会には奮ってご参加下さい。

栃木県介護福祉士会

会長 岩原 真

平成25年度新体制でスタートした1年ですが、残りわずかとなりました。主な事業も予定通り開催することが出来、介護現場の多くの方が研修を望んでいることが実感できた一年です。しかし、会員限定の研修が行われなかったことが反省のひとつです。

で暮らす障害者や高齢者等が安心して生活できるようより身近な生活支援の「専門職」としての介護福祉士は、重要な役割を担っていると考えます。他職種との連携によるチームケアは今後ますます重要となります。そのためには、利用者主体のサービスを提供するための知識や技術を磨き、人材育成に取り組まなければならないと考えています。

日本介護福祉士会においては、現在「認定介護福祉士」制度の取りまとめを行っており、平成28年度からは、各都道府県介護福祉士会で認定介護福祉士の研修講座が開催できるよう準備を進めています。

共同事務所6団体の皆様との協力、連携が必要となってきますので今後ともよろしくお願い申し上げます。

国が進める地域包括ケアシステム構築に向け、地域

栃木県ホームヘルパー協議会

会長 仁平 明美

H25. 7. 6 介護現場からの業務改善
講師 理学療法士 株木 慈郎 氏
H25. 8. 24 生活リハビリテーションについて
講師 理学療法士 株木 慈郎 氏
宇都宮市他職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成研修受講者推薦
H26. 1. 19 (5名)、H26. 2. 16 (5名)、H26. 3. 16 (5名)

(まだ、若干の空きがあります、宇都宮市で訪問介護に携わる方連絡ください)
H26. 2. 2 介護技術研修 (H25. 10. 26 台風により延期されたもの)
講師 栃ホ協会員 高橋 勝久 氏
会場 健康の森

栃木県精神保健福祉士会

会長 高井 正巳

日頃から大変お世話になっております。
直近の活動を報告させていただきます。今年度予定している研修は、4回が終了し、残り1回となりました。11月の栃木県衛生協会との共催研修では、他団体の会員の方々にも沢山参加していただきました。これからも6団体会員の皆さまと顔の見える連携を図るためにも、研修会の周知について工夫をしていきたいと思っております。今年度最後の研修会は1月に「会員による実践報告会」を実施予定としております。業務の振り

やり・点検は必要であり、特に経験年数の少ない会員の底上げを考えております。悩みや葛藤を抱え込まず、相談できる職能団体としても活動できればと考えております。

結びに、来年4月精神保健福祉法改正が行われます。入院から地域へと重要なポイントもあり、精神保健福祉士としての責務を果たすために活動していきたいと思っております。今後どうぞ宜しくお願い致します。

栃木県社会福祉士会のブロック会・委員会・PT(プロジェクトチーム)の活動を紹介します。掲載です。

福祉士会通信

*社会福祉士の皆さま、日頃の実践の質を高めるため、福祉士同士の輪をつくるため、是非会活動に参加しましょう。
福祉士以外の方におかれましては、ブロック会等で研修会等を企画しております。是非ご参加ください。
お問い合わせは、栃木県社会福祉士会までお願いします。

県北ブロック、県南ブロック、広報委員会、社会福祉評価委員会、生活保護自立支援専門委員会、研修委員会、ぱあとなあ運営委員会、実習指導者養成PT

県北ブロック

福原 健治

『黒羽刑務所見学ツアー』

「刑務所の中ってどんな所」「社会福祉士として関わることではないの」等の疑問にお答えするために、黒羽刑務所の見学会を企画したところ、県内各地から22名の参加者がありました。

黒羽刑務所は、刑期が10年未満で犯罪傾向の進んでいない26歳以上の男子受刑者が約1800人収容されていますが、緊張感の中、独居房や雑居房、木工・印刷・革工などを行う作業工場も見学させていただきました。

職員との懇談会では、刑務所は、要介護者や精神疾患患者、医療依存度の高い受刑者が増えているとのこと、静養室もあり、診療も受けられているそうです。また、受刑者の中には介護を担当する者がいたり、外来受診が必要なら付き添って対応しているそうです。更に、刑務所内では職業訓練や技術・資格取得等の支援を行っているが、なかなか、社会復帰して就労に繋がらないのが大きな課題であり、社会福祉士が2名勤務して支援にあたっていることも知りました。



今回、刑務所内部を見学させていただき、社会福祉士の活躍ぶりを見ることが出来たことはもちろんですが、一人でも多くの受刑者を社会復帰させるためには、我々社会福祉士が連携を図ることも重要であると感じた貴重な体験となりました。

県南ブロック会

藤見 雅嗣

11月には「発達障がい理解」として発達段階のコミュニケーションを中心に乳幼児からの年齢における

段階を学ぶ機会を持ちました。1月29日(水)には「愛光園」サンリットにて開催を予定しています。今後は「虐待」「権利擁護」などの知識を深めていくようなテーマで進めていきます。同時に栃木市や下野市周辺で開催できるよう検討しています。参加希望の方は事務局までご連絡をお願いいたします。

広報委員会

長 秀紀

今回の会報はいかがでしたでしょうか。今回は、一つのテーマとして「福祉教育」を取り上げました。高齢化、課題の多岐化に伴い、量・質ともに充実が必要とされる福祉分野ですので、今後とも教育現場との連携も重要となると思います。

さて、委員会の活動ですが、平成25年8月に、ホームページの事業計画等をアップしました。その他、随時研修委員会からのHPアップ依頼の確認作業、社会福祉士募集の求人等アップ等の作業を行っています。ぜひ、当会ホームページをチェックしてみてください。

また、11月21日(木)には、第41号会報内容検討、次年度の活動内容の検討を行いました。

今後も、更なる会報の充実と福祉情報の発信に向けての委員会活動の充実を図っていきたく考えています。引き続き、広報活動に参加いただける方をお待ちしております。

社会福祉評価委員会

小野 二千光

当委員会は、各福祉施設の特徴や改善点に接することで、社会福祉士としての専門性を磨き県民の福祉増進に寄与できるようにしたいと考えております。

年度下期は、第3者評価及び外部評価調査者の継続研修への参加や社会的養護施設の見学研修を実施しました。又、第3者評価及び地域密着型サービス事業所に対する調査が集中していますが、委員は調査の準備や訪問調査を実施するとともに、インターネット上での公表に向けて、貴重な時間を割き活動しています。

現在、委員は16名ですが今後の調査活動をより充実したものにするため、委員の拡充をしたいと考えております。調査活動を一緒にやってみたいと思う方、興味のある方は是非事務局までご連絡をお願いします。

生活保護自立支援専門委員会

太田 芳一

平成25年度の生活保護受給者に対する自立支援業務は、年度前半は8人の自立支援専門員体制で実施し、日常生活の支援、社会生活の支援及び就労支援のそれぞれにおいて自立へ向けて成果を上げることができました。10月以降の年度後半について各福祉事務所と検討会を持ちながら、残された難ケースについて自立支援専門員がそれぞれの持ち味を發揮して取り組んでいく決意であります。

平成26年度については、栃木県の担当部局においては国の動向を踏まえて今年度と同様の計画を考えているようなので、同じく精鋭8人の自立支援専門員体制により、その計画に向けて各自立支援専門員が力を合わせて頑張っていきたいと考えています。

研修委員会

菱沼 勲

私たち研修委員は、任意研修、基礎研修Ⅰ及びⅡを実施しています。任意研修では、12月に「うつ病の理解」というテーマで、国際医療福祉大学の上島国利先生による研修を行いました。また、平成26年3月2日(日)には、「小・中学校における発達障害児の現状」というテーマで、宇都宮大学の池本喜代正先生による研修会を行う予定です。基礎研修では、本年度より基礎研修Ⅱが始まり、基礎研修Ⅰを受講された方が、さらに幅広く深い知識を身に付けるために学んでいます。



基礎研修の様子

研修委員会では研修を企画、運営していく仲間を募集しています。毎月1回、福祉プラザにて会議をしていますので、こんな研修をやってみたいという方は、ぜひ参加してください。

**ばあとなあ運営委員会
活動実績**

原田 欣宏

【成年後見人等の推薦依頼が18件】

家庭裁判所からの依頼は昨年度が12件だったので、ニーズが高まっているのは明らかです。首長申し立てや困難ケースが明らかに多くなっているのが実感です。

【奇数月に「フォローアップ研修」を実施】

事例検討を中心に開催しています。社会福祉士会会員であれば参加可能のため、毎回数名の方が参加いただいています。

【都道府県ばあとなあ担当者会議に出席しています】

社会からは専門職後見人の不正問題に対する厳しい目が向けられていることを踏まえた運営を行う必要性について議論を行いました。

平成26年度の計画

【ブロックごとにフォローアップ研修会の開催】

これまでは宇都宮のみで開催していましたが、県北、県央、県南の3か所で各2回ずつ実施する予定です。MLやホームページでもご案内いたしますので、会員の皆様の傍聴をお待ちしています。

【成年後見人養成講座】

来年度も群馬県社会福祉士会との共催で、前橋を会場に実施する予定です。

実習指導者養成PT

蛭田 真弓

社会福祉士を養成する実習指導者の要件を満たす研修会として、「社会福祉士実習指導者講習会」を平成26年2月22日(土)・23日(日)に開催します。本講習会は講義・演習による「実習指導概論」、「実習マネジメント論」、「実習プログラミング論」、「実習スーパービジョン論」の4科目で構成されています。社会福祉士の後継者育成、施設・機関の実習指導体制の整備・充実の観点からも、多くの皆様の受講をお待ちしています。

編集後記

もうすぐソチ五輪ですね。特にフィギュアスケートに注目しています。ちなみに冬季パラリンピックの第1回は1976年だそうです。ロシア情勢は不安ですが、選手の活躍に期待しています。

(三枝)

